

# 山口県報

平成30年  
3月20日  
(火曜日)

## 目 次

○条例

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例……………一

山口県農林水産事務所等設置条例……………七

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例……………九

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例……………一六

地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会条例及び地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例の一部を改正する条例……………一七

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例……………一九

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………二〇

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………二二

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………二三

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………二三

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例……………二四

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例……………二五

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………二六

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………二六

県営土地改良事業分担金徴収条例及び山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………二四



介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………三六

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例……………四二

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………四二

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………四三

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………四四

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………四四

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………四九

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………五三

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………五四

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………五五

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………五五

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………六一

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………六一

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………六二

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………六三

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………六八

旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例……………六九

山口県若者就職支援センター条例の一部を改正する条例……………七一

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例……………七二

山口県港湾施設管理条例の一部を改正する条例……………七三

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例……………七三

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………七四

山口県立高等学校条例の一部を改正する条例……………七四

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

## 山口県条例第一号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

### 目次

第一章 総則（第一条）

第二章 介護医療院（第二条―第十五条）

第三章 ユニット型介護医療院（第十六条―第十八条）

第四章 雑則（第十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

第二章 介護医療院

（一般原則）

第二条 介護医療院（次章に規定するユニット型介護医療院を除く。以下この章において同じ。）は、長期にわたる療養を必要とする者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて介護医療院サービスを提供するよう努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な環境において、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（法第三条第一項の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と

の密接な連携に努めなければならない。

(従業者)

第三条 介護医療院には、医師、薬剤師、看護師又は准看護師、介護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員、診療放射線技師及び調理員、事務員その他の従業者を置かなければならない。

2 前項に規定する従業者（医師及び看護師を除く。以下同じ。）の員数及び従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 第一項の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする定員十九人以下の介護医療院をいう。）には、併設される医療機関が病院の場合にあつては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあつては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、薬剤師又は理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士を置かないことができる。

4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、規則で定める従業者を除き、この限りでない。

(管理者)

第四条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は規則で定める施設の職務に従事することができる。

(施設)

第五条 介護医療院は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を設けなければならない。

2 前項に規定する施設（療養室、診察室、処置室及び機能訓練室を除く。次項において同じ。）に関し必要な基準は、規則で定める。

3 介護医療院の施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(設備)

第六条 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める建物にあつて

は、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 第一項の建物に関し必要な基準は、規則で定める。

（非常災害対策）

第七条 介護医療院は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 介護医療院は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に従業者及び入所者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 介護医療院は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 介護医療院は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

（介護医療院サービスの提供）

第八条 介護医療院は、心身の状況等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者に対し、介護医療院サービスの提供を行うものとする。

（重要事項の説明等）

第九条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、当該介護医療院サービスの提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第十条 介護医療院は、正当な理由がなく、介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

（衛生管理等）

第十一条 介護医療院は、入所者の使用する施設及び設備並びに飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講じなければならない。  
(身体的拘束等の禁止)

第十二条 介護医療院は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じなければならない。  
(秘密を守る義務)

第十三条 介護医療院の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十四条 介護医療院は、入所者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。  
(事故の防止等)

第十五条 介護医療院は、事故の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

### 第三章 ユニット型介護医療院

(一般原則)

第十六条 ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）は、長期にわたる療養を必要とする入居者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（施設）

第十七条 ユニット型介護医療院は、ユニット、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を設けなければならない。

2 前項に規定する施設（診察室、処置室及び機能訓練室を除く。）に関し必要な基準は、規則で定める。

3 ユニット型介護医療院の浴室は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第十八条 前章（第二条及び第五条を除く。）の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。

第四章 雑則

（規則への委任）

第十九条 この条例に定めるもののほか、介護医療院の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（介護医療院の建物に関する経過措置）

2 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項（第十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定は、適用しない。

3 介護療養型老人保健施設（一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って開設した介護老人保健施設をいう。）の開設者が、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を平成三十六年三月三十一日までの間に廃止するとともに、介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項の規定は、適用しない。

山口県農林水産事務所等設置条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

## 山口県条例第二号

山口県農林水産事務所等設置条例

（設置）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十六条第一項の規定に基づき、農林水産業及び農山漁村に関する事務を分掌させるため、農林水産事務所、農林事務所及び水産振興局を設置する。

（名称、位置及び所管区域）

第二条 農林水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
山口県岩国農林水産事務所	岩 国 市	岩国市 玖珂郡
山口県柳井農林水産事務所	柳 井 市	柳井市 大島郡 熊毛郡
山口県周南農林水産事務所	周 南 市	下松市 光市 周南市
山口県山口農林水産事務所	山 口 市	山口市 防府市
山口県美祢農林水産事務所	美 祢 市	宇部市 美祢市 山陽小野田市
山口県長門農林水産事務所	長 門 市	長門市
山口県萩農林水産事務所	萩 市	萩市 阿武郡

2 農林事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
山口県下関農林事務所	下 関 市	下関市

3 水産振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
山口県下関水産振興局	下 関 市	下関市



(その他)

第三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(山口県水産事務所等設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 山口県水産事務所等設置条例(昭和三十五年山口県条例第十号)

二 山口県農林事務所設置条例(平成十年山口県条例第一号)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第三号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項を削り、同条第五項中「介護予防訪問介護」の下に「(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)第五条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。))第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)」を加え、「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第七条第二項を次のように改める。

2 第五条第四項の規定は、指定訪問介護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「人員」とあるのは「設備」と、「第一項から前項まで」とあるのは「第七条第一項」と読み替えるものとする。

第十六条第三項中「指定介護予防サービス等条例」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十六号。以下「指定介護予防サービス等条例」という。）」に改める。

第三十四条第四項を削り、同条第五項中「介護予防通所介護」の下に「（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十五条第四項を次のように改める。

4 前条第四項の規定は、指定通所介護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「人員」とあるのは「設備」と、「第一項及び前項」とあるのは「次条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

第八十七条第一項中「から第五項まで及び」を「及び第四項並びに」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項において」を「前項において」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十九条第一項中「第五項並びに」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項において」を「前項において」に改め、同項を同条第二項とする。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 指定介護予防訪問介護（第四条―第十四条）」を「第二章 削除」に、「第十八条」を「第十八条の七」に、「第七章 指定介護予防通所介護（第三十三条―第三十八条）」を「第七章 削除」に、「第八十五条」を「第八十三条」に、「第八十六条」を「第八十四条」に改める。

第二章を次のように改める。

## 第二章 削除

第四条から第十四条まで 削除

第十六条第三項中「指定居宅サービス等条例」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十五号。以下「指定居宅サービス等条例」という。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（管理者）

第十六条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第十七条第二項中「前条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

第十八条を次のように改める。

（重要事項の説明等）

第十八条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

第三章中第十八条の次に次の六条を加える。

（提供拒否の禁止）

第十八条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由がなく、指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

（清潔の保持等）

第十八条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態に関する必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（秘密を守る義務）

第十八条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十八条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(緊急時の対応)

第十八条の六 介護予防訪問入浴介護従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第十八条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者（介護予防支援事業を行う者をいう。）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

第二十四条中「第八条から第十二条まで及び第十四条」を「第十八条から第十八条の五まで及び第十八条の七」に、「第八条及び第十条第一項中「訪問介護員等」を「第十八条及び第十八条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「看護師等」を「看護師等」と、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」に改める。

第二十八条中「第八条から第十二条まで及び第十四条」を「第十八条から第十八条の五まで及び第十八条の七」に、「第八条及び第十条第一項中「訪問介護員等」を「第十八条及び第十八条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「理学療法士等」と、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」に改める。

第三十二条中「第八条から第十二条まで及び第十四条」を「第十八条から第十八条の五まで及び第十八条の七」に、「第八条及び第十条第

一項中「訪問介護員等」を「第十八条及び第十八条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「介護予防居宅療養管理指導従業者」を「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」に改める。

第七章を次のように改める。

#### 第七章 削除

第三十三条から第三十八条まで 削除

第四十一条の次に次の二条を加える。

#### (非常災害対策)

第四十一条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、消火器その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に従業者及び利用者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

#### (衛生管理等)

第四十一条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めな

ければならない。

第四十二条を次のように改める。

(準用)

第四十二条 第十八条、第十八条の二及び第十八条の四から第十八条の七までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第十八条及び第十八条の六中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、同条中「主治の医師又はあらかじめ指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関」とあるのは「主治の医師」と読み替えるものとする。

第四十四条第一項中「、指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。)」を加える。

第四十九条中「第六条、第八条、第九条、第十一条から第十四条まで、第三十六条及び第三十七条」を「第十六条の二、第十八条、第十八条の二、第十八条の四から第十八条の七まで、第四十一条の二及び第四十一条の三」に、「第八条」を「第十八条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に、「第十三条」を「第十八条の六」に改め、「と、「主治の医師」とあるのは「主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関」を削る。

第五十六条中「介護保険法施行令」の下に「(平成十年政令第四百十二号)」を加える。

第五十七条中「第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十四条、第三十六条、第三十七条」を「第十八条、第十八条の二、第十八条の四、第十八条の五、第十八条の七、第四十一条の二、第四十一条の三」に、「第八条中「訪問介護員等」を「第十八条中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改める。

第六十一条中「第八条の二第二項」を「第八条の二第九項」に改める。

第六十六条を次のように改める。

(準用)

第六十六条 第十六条の二、第十八条の四から第十八条の七まで、第四十一条の二、第四十一条の三、第四十七条及び第四十八条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第十八条の六中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあ

るのは、「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。  
第七十一条を次のように改める。

(準用)

第七十一条 第十六条の二、第十八条の四から第十八条の七まで、第四十一条の二、第四十一条の三、第四十八条及び第六十五条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第十八条の六中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「指定介護予防特定施設の従業者」と読み替えるものとする。

第七十二条中「第八条の二第十二項」を「第八条の二第十項」に改める。

第七十五条第三項中「第十条」を「第十八条の三」に、「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」を「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」に改める。

第七十六条中「第六条、第八条、第九条、第十一条、第十二条及び第十四条」を「第十六条の二、第十八条、第十八条の二、第十八条の四、第十八条の五及び第十八条の七」に、「第八条中「訪問介護員等」を「第十八条中「介護予防訪問入浴介護従業者」に改める。

第七十七条中「第八条の二第十三項」を「第八条の二第十一項」に改める。

第八十条中「第六条、第八条から第十二条まで及び第十四条」を「第十六条の二、第十八条から第十八条の五まで及び第十八条の七」に、「第八条」を「第十八条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十条第一項」を「第十八条の三第一項」に改め、「従業者」との下に「、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」とを加える。

第八十一条を削る。

第八十二条第一項中「同条第一項中「専用の区画」とあるのは「区画」と、第十八条において準用する第六条」を「第十六条の二」に改め、「「管理者」と」の下に「、第十七条第一項中「専用の区画」とあるのは「区画」とを加え、同条を第八十一条とする。

第八十三条を削る。

第八十四条第一項中「、指定介護予防通所介護事業所」を削り、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条第四項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条第七

項中「第六条」を「第十六条の二」に改め、同条を第八十二条とし、第八十五条を第八十三条とする。  
第十八章中第八十六条を第八十四条とする。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の廃止)

第三条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十六年山口県条例第三十四号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条中指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第六十一条、第七十二条及び第七十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

2 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第八十八条第二項中「第八十二条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第九十条第六項中「第八十四条第二項」を「第八十二条第二項」に、「第八十四条第四項」を「第八十二条第四項」に改める。

第九十一条第二項中「第八十五条第一項」を「第八十三条第一項」に改める。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

#### 山口県条例第四号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第一条 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の8の表二十六の項建築物建築等許可申請手数料に関する部分中「又は第十三項ただし書」を、「第十三項ただし書又は第十四項

山口県知事 村 岡 嗣 政



ただし書」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表二十七の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(山口県建築基準条例の一部改正)

第二条 山口県建築基準条例(昭和四十七年山口県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「準住居地域」の下に「、田園住居地域」を、「準住居地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

第二十一条の二の表中「又は第二種低層住居専用地域」を、「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部改正)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「準住居地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

第四条第一項第一号中「及び準住居地域」を、「準住居地域及び田園住居地域」に、「及び第二種中高層住居専用地域」を、「第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

第十三条中「第二条第十一项第三号」を「第二条第十三项第四号」に、「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

別表第二中「又は準住居地域」を「準住居地域又は田園住居地域」に改める。

別表第四中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

(山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第四条 山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表中第三十号の二を削り、第三十号の三を第三十号の二とする。

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第三条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例第十三条の改正規定(「第二条第十一项第三号」を「第二条第十三项第四号」に改める部分に限る。)及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会条例及び地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

### 山口県条例第五号

山口県知事 村 岡 嗣 政

地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会条例及び地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例の一部を改正する条例  
(地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会条例の一部改正)

第一条 地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会条例(平成二十年山口県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「」第十一条第三項」を「。以下「法」という。」第十一条第二項第六号及び同条第四項」に改める。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(所掌事務)

第二条 委員会は、法第十一条第二項第一号から第五号までに掲げるものその他法の規定によりその権限に属させられた事項を処理することのほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第二十六条第一項の認可に関し、知事に意見を述べること。

二 法第二十八条第一項の評価(同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。)に関し、知事に意見を述べること。

(地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例の一部改正)

第二条 地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例(平成二十二年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「」第十一条第三項」を「。以下「法」という。」第十一条第二項第六号及び同条第四項」に改める。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(所掌事務)

第二条 委員会は、法第十一条第二項第一号から第五号までに掲げるものその他法の規定によりその権限に属させられた事項を処理することのほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第二十六条第一項の認可に関し、知事に意見を述べること。

二 法第二十八条第一項の評価(同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する

評価を除く。)に関し、知事に意見を述べること。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 山口県条例第六号

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成十九年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第十五号中トをチとし、ロからへまでをハからトまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 貸付金の返還債務の免除に関する条例第二条第二号に規定する保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金

第四条中第十五号を第十六号とし、第二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 先天性血液凝固因子障害等に係る医療受給者証の交付の申請をした者の氏名、生年月日及び住所の確認の事務

第五条中「監査委員」を「次の各号に掲げる執行機関」に、「同号」を「同項第二号」に、「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に

よる同法第二百四十二条第一項及び第二百五十二条の四十三第一項の規定による請求に係る請求人の氏名又は住所の確認の」を「当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 監査委員 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)による同法第二百四十二条第一項及び第二百五十二条の四十三第一項の規定による請求に係る請求人の氏名又は住所の確認の事務

二 公安委員会 道路交通法(昭和三十五年法律第五十五号)による同法第五十一条の四に規定する放置違反金に関する事務であつて、同条第一項に規定する放置車両の使用上の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認に係るもの

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第七号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「第二十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、「萩市」の下に「長門市」を加え、同表第五号の五又中「リ」を「ワ」に改め、同号中ヌをカとし、リをワとし、チをヲとし、ヲの前に次のように加える。

ヌ 法第七条の二第二項の規定による命令をすること。

ル 法第七条の二第三項の規定による命令をすること。

別表第五号の五ト中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に改め、同号中トをリとし、リの前に次のように加える。

チ 法第七条第二項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること。

別表第五号の五中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 法第六条第一項の要求をすること。

別表第六号の二中「阿武町」を「田布施町及び阿武町」に改め、同表中第十四号の三を第十四号の四とし、第十四号の二を第十四号の三とし、第十四号の次に次のように加える。

<p>十四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（法第五十四条第一項の所得の状況及び法第五十八条第三項第一号の家計の負担能力に係るものに限る。）</p>	<p>下関市、宇部市、 山口市、萩市、下 松市、岩国市、光 市、長門市、美祿 市、周南市、山陽</p>
<p>イ 法第五十三条第一項の申請に係る事実についての審査をすること。</p>	

<p>ロ 法第五十六条第二項の支給認定の変更の認定に係る事実についての審査をすること。</p> <p>ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第三十二条第一項の規定による届出に係る事実についての審査をすること。</p>	<p>小野田市、周防大島町、和木町、田布施町、平生町及び阿武町</p>
--	-------------------------------------

別表第十七号及び第十七号の二中「防府市」の下に「、岩国市」を加え、同表第十八号中「岩国市、」を削り、同表中第十八号の十六を第十八号の十七とし、第十八号の十五を第十八号の十六とし、第十八号の十四を第十八号の十五とし、同表第十八号の十三中「山陽小野田市」の下に「、周防大島町」を加え、同号を同表第十八号の十四とし、同表第十八号の十二中「山陽小野田市」の下に「、周防大島町」を加え、同号を同表第十八号の十三とし、同表第十八号の十一の次に次のように加える。

<p>十八の十二 農業協同組合法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（一の市町の区域を超えない区域を地区とする農事組合法人に係るものに限る。）</p> <p>イ 法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の二第一項の規定による公告をし、及び同項の届出を受理すること。</p> <p>ロ 法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の二第二項の通知をすること。</p> <p>ハ 法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の三第三項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ニ 組合等登記令第二十六条第二項の規定による嘱託をすること。</p>	<p>萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、美祿市、周南市、山陽小野田市及び阿武町</p>
--	--

別表第三十二号中「防府市」の下に「、岩国市」を加え、同表第三十二号の二中「岩国市、」を削り、同表第三十三号を削り、同表第三十二号の三中「周南市」を「岩国市及び周南市」に改め、同号を同表第三十三号とし、同表第三十三号の三中「防府市」の下に「、岩国市」を加え、同表第三十四号中「岩国市及び」を削り、同表第三十四号の三中「防府市」の下に「、岩国市」を加え、同表第三十四号の四中「岩国市、」を削る。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第四号の改正規定（「萩市」の下に「長門市」を加える部分を除く。） 公布の日

二 別表第五号の五の改正規定 平成三十年六月十五日

## (経過措置)

2 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の上欄に掲げる事務（同表第三十四号の三の上欄に掲げる事務を除く。）のうち、この条例の施行の日前に知事がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、改正後の条例第二条の規定は、適用しない。

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

## 山口県条例第八号

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年山口県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百二十二条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第六条中「第四百二十二条第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「同号」を「同項第三号又は第四号」に改める。

第八条中「第四百二十二条第一項第三号」の下に「又は第四号」を加える。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第九号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例(平成二十六年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「第三項」の下に「及び附則第三項」を加える。

附則第三項を削り、附則に次の見出し及び四項を加える。

(災害応急作業等手当の特例)

3 第二十七条第一項に規定する職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。))を除く。以下「特定大規模災害」という。)に対処するため、作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、第二十七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該各項に定める額に同条第二項に定める額の百分の百に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算した額とする。

4 職員が、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合において、同法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域の設定の状況その他の事情を勘案して人事委員会が定める区域において行う人事委員会が定める作業に係る災害応急作業等手当の額は、第二十七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、一日につき二万円の範囲内で人事委員会が定める額とする。

(警察作業手当の特例)

5 第三十四条第一項に規定する職員が、東日本大震災に対処するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内その他の人事委員会が定める区域において行う人事委員会が定める作業に係る警察作業手当の額は、第三十四条第二項の規定にかかわらず、一日につき二万円の範囲内で人事委員会が定める額とする。

6 職員(前項に規定する職員を除く。)が、特定大規模災害に対処するため、第三十四条第三項第五号に掲げる作業で人事委員会が定めるものに従事した場合の警察作業手当の額は、同号に定める額にかかわらず、一日につき四千円の範囲内で人事委員会が定める額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政



山口県条例第十一号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第三十項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年山口県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十二号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和六十年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

**山口県条例第十三号**

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 県税に関する重要な犯則事件の調査及び処分に関すること。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

**山口県条例第十四号**

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の2の表五の項危険物取扱者免状交付等手数料に関する部分中「二千八百円」を「二千九百円」に、「千八百円」を「千九百円」に  
改め、同項危険物取扱者試験手数料に関する部分中「五千円」を「六千五百円」に、「三千四百円」を「四千五百円」に、「二千七百円」を  
「三千六百円」に改め、同表六の項消防設備士免状交付等手数料に関する部分中「二千八百円」を「二千九百円」に、「千八百円」を「千九百  
円」に改め、同項消防設備士試験手数料に関する部分中「五千円」を「五千七百円」に、「三千四百円」を「三千八百円」に改め、同表十の項

液化石油ガス貯蔵施設設置等許可申請手数料に関する部分中「一万九千円」を「一万七千円」に改め、別表第一の4の表一の四の項を次のように改める。

四一の	汚染土壌処理業の許可 等に関する事務	汚染土壌処理業の許可申請手数料	汚染土壌処理業の許可の更新 汚染土壌処理業の変更の許可 汚染土壌処理業者の地位の承継の承認	一件につき 一件につき 一件につき	二十四万百円 二十二万四千百円 二十二万二千百円
				一件につき	十二万円

別表第一の4の表二十一の項の次に次のように加える。

二一二十の	産業廃棄物の処理に係るの特例に関する事務	産業廃棄物の処理特例認定申請手数料	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定	一件につき 一件につき	十四万七千円 十三万四千円
-------	----------------------	-------------------	---	----------------	------------------

別表第一の4の表二十三の三の項破砕業許可申請手数料に関する部分中「七万五千円」を「六万七千円」に改め、別表第一の5の表中二十八の項を二十九の項とし、二十七の項を二十八の項とし、二十六の項の次に次のように加える。

七二十	介護医療院の開設等に関する事務	介護医療院開設等許可手数料	介護医療院の開設の許可 介護医療院の構造設備の変更の許可	一件につき 一件につき	六万三千円 三万三千円
-----	-----------------	---------------	---------------------------------	----------------	----------------

別表第一の8の表中一の項を削り、二一の項を一の項とし、三の項から七の項までを一項ずつ繰り上げ、八の項の前に次のように加える。

七 山口きらら博記念公園 (大芝生広場)	
備考	<p>都市公園使用料</p> <p>業として行う映画の撮影及び興行</p> <p>競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催物（仮設工作物を設けて行うものを除く。）</p> <p>一平方メートル一日につき</p> <p>土地の価格の千分の〇・二を超えない額の範囲内</p>
<p>1 「土地の価格」とは、当該土地の適正な時価をいう。</p> <p>2 時間を単位とする場合の使用料の金額は、前記の金額を基準として知事が定める。</p> <p>3 使用料の金額が一万千九百九十円に満たないときは、一万千九百九十円とする。</p>	<p>一平方メートル一日につき</p> <p>土地の価格の千分の〇・二を超えない額の範囲内</p>

別表第一の8の表八の項中「興行」の下に「（七の項に係るものを除く。）」を、「除く。」の下に「（七の項に係るものを除く。）」を加え、同項の備考3中「週、日又は」を削り、同表十八の項中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改め、同表二十一の項中「三万七千七百円」を「三万三千九百円」に、「一万七千円」を「一万五千元」に改め、同表二十八の項建築士試験手数料に関する部分中「二万六千九百円」を「一万七千七百円」に改め、別表第一の11の表二の項中

警備員指導教育責任者資格者証の書換え	一件につき	二千円	を
警備員指導教育責任者資格者証の書換え	一件につき	千八百円	に、
機械警備業務管理者資格者証の書換え	一件につき	二千円	を
機械警備業務管理者資格者証の書換え	一件につき	千八百円	に改め、同表二の二の項中「千五百円」を「千六百

円」に、「千円」を「千円」に改め、同表三の項風俗営業所構造設備変更承認等手数料に関する部分中「一万千円」を「九千九百円」に改め、同項特例風俗営業業者認定等手数料に関する部分中「一万五千円」を「一万三千円」に、「一万千七百円」を「一万円」に改め、同表三の三の項特定遊興飲食店営業許可申請手数料に関する部分の備考1中「八千円」を「八千七百円」に改め、同表五の項中

「火薬類運搬証明書の交付

一件につき

二千四百円

を

「火薬類運搬証明書の交付

一件につき

二千二百円

に改め、同表六の項中「二万五千円」を「二万二千

円」に改め、同表七の項中「四千六百円」を「五千四百円」に改め、同表八の項中「千六百円」を「千八百円」に、「二千二百円」を「千九百円」に改め、同表九の二の項中「一万三千円」を「一万二千円」に、「千九百円」を「千七百円」に改め、同表十二の項中「二千円」を「千八百円」に改め、同表十三の項中「千円」を「千円」に改め、同表十四の項中「三千八百五十円」を「千四百円」に、「二千円」を「八百円」に改め、同表十五の項中「千四百円」を「千八百円」に、「四千六百五十円」を「五千円」に、「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に改める。

別表第二の六の項運転免許試験手数料に関する部分中「千六百円」を「千五百五十円」に、

四十四百円  
（公安委員会が提供する  
自動車を使用して受ける  
場合にあつては、七千五  
十円）

を

四十四百円  
（公安委員会が提供する  
自動車を使用して受ける  
場合にあつては、六千六  
百円）

に、「千八百五十円」を「千九百円」に、「二千二百円」を「二千五百五十円」に、「三千百円」を「三千三百

五十円」に、「二千九百五十円」を「二千六百円」に、「四千五百円」を「四千五十円」に、

(1) 道路交通法第九十七條の二第一項第二号に該

一件につき

千七百五十円

を

<p>当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>(1) 道路交通法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>二千八百五十円        (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合)は、四千四百円</p>	<p>千九百五十円        (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合)は、二千八百五十円</p>	<p>千七百五十円        (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合)は、三千三百円</p>	<p>分中「四千五百円」を「三千九百円」に、「六千七百円」を「六千四百円」に、「三千八百五十円」を「三千七百五十円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同項運転免許証交付等手数料に関する部分中「千五百円」を「千五百五十円」に、</p>	<p>運転免許証の有効期間の更新</p>	
	<p>一件につき</p>	<p>二千九百円        (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合)は、四千三百五十円</p>	<p>千七百五十円        (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合)は、二千五百五十円</p>	<p>千六百五十円        (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合)は、三千三百円</p>	<p>に、「千五百円」を「千円」に改め、同項運転免許技能検査手数料に関する部</p>	<p>一件につき</p>	
	<p>千七百円        に、「四千五百五十円」を「四千八百円」に、</p>	<p>に、「二千円」を「千九百円」に、「四千六百五十円」を「四千四百円」に、</p>				<p>二千五百円        を</p>	<p>二千五百円</p>

運転免許証の有効期間の更新

一件につき

(經由地公安委員会を経由して申請する場合にあつては、二千五百五十円)

に、「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同

項認知機能検査手数料に関する部分中「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同項運転免許限定解除審査手数料に関する部分中「千四百五十円」を「千四百円」に、「三千円」を「二千八百五十円」に改め、同項技能検定員資格者証交付等手数料に関する部分中

千百円

を

千五百五十円

に、「二万三千百円」を「二万三千四百円」に、「二万九千六百五十円」を

「一万九千五百円」に、「一万四千五百円」を「一万四千七百円」に、「二万七千七百円」を「二万五千五百円」に改め、同部分の備考1中「二千四百五十円」を「二千三百五十円」に、「五百五十円」を「五百円」に、「二千四百五十円」を「二千五百円」に、「二千円」を「二千三百五十円」に、「千七百五十円」を「千八百円」に改め、同備考2中「八百五十円」を「九百円」に、「三百五十円」を「三百円」に改め、同備考2の一中「三千六百円」を「三千五百五十円」に改め、同備考2の三及び四中「千九百五十円」を「二千円」に改め、同備考2の五中「千九百五十円」を「千九百円」に改め、同備考2の六中「二千百円」を「二千五十円」に改め、同備考3中「千五十円」を「千百円」に、「三百五十円」を「三百円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に、「千九百五十円」を「二千円」に、「二千五百円」を「二千六百五十円」に改め、同備考4中「三千百円」を「二千九百円」に改め、同項教習指導員資格者証交付等手数料に関する部分中

千百円

を

千五百五十円

に、「一万四千六百円」を「一万四千五百五十円」に、「一万千八百円」を「一万千八百五十円」に、「九千四百

百円」を「九千六百五十円」に、「一万二千七百五十円」を「一万二千四百五十円」に改め、同部分の備考1中「二千五百円」を「二千四百円」に、「二百五十円」を「百五十円」に、「千三百五十円」を「千四百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「千五百五十円」を「千六百円」に、「千四百円」を「千五百円」に改め、同備考2中「更に百円」を「更に百五十円」に、「三千六百円」を「三千五百五十円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同備考3中「更に百円」を「更に百五十円」に改め、同備考3の一中「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同備考3の二中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同備考3の三中「千百円」

を「千二百五十円」に改め、同備考3の六中「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同備考4中「三千百五十円」を「二千八百五十円」に改め、同項運転免許等講習手数料に関する部分中「二千百円」を「千九百五十円」に、

道路交通法第百八条	道路交通法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	四千百円	三千四百円	を
	一人一時間につき	四千百五十円	三千五百円	に、
	千四百円	を		
			千三百円	



の二第一項第六号に掲げる講習

一人一時間につき

千五百円 に、

六百五十円

を

千四百円

に、

(5)の車免許に係るも  
原動機付自転

一人一時間につき

二千四百円

を

七百五十円

(5)の車免許に係るも  
原動機付自転

一人一時間につき

二千四百五十円

に、「四千六百五十円」を「五千百円」に、「七千五

百五十円」を「七千九百五十円」に、「五千六百五十円」を「五千八百円」に、「二千円」を「二千二百五十円」に、「四千三百円」を「四千

二千四百円

二千三百五十円

四百五十円」に、

を

に、「千九百円」を「二千円」に改める。

(運転者の資質の向上に資する活動を実施させる場合にあつては、九千五百円)

(運転者の資質の向上に資する活動を実施させる場合にあつては、九千五百円)

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一の8の表八の項の改正規定（「週、日又は」を削る部分に限る。）及び同表十八の項の改正規定 公布の日

二 別表第一の2の表五の項及び六の項の改正規定 平成三十年五月一日

県営土地改良事業分担金徴収条例及び山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第十五号

県営土地改良事業分担金徴収条例及び山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第一条 県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和四十五年山口県条例第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県営土地改良事業に係る分担金及び特別徴収金の徴収に関する条例

第一条中「分担金」の下に「並びに法第九十一条の二第二項及び第六項の規定による特別徴収金」を加える。

第二条第一項中「(第六条に規定するものを除く。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第八十七条の三第一項の規定による事業を施行する場合においては、これを徴収しない。

第二条第二項中「前項」の下に「本文」を加える。

第三条第一項中「分担金」の下に「(以下単に「分担金」という。)」を加え、同条第二項中「前条第一項の規定により徴収する各年度の」を削る。

第四条第一項中「第二条第一項の規定により徴収する各年度の」を削り、同条第二項中「第二条第一項の規定により徴収する各年度の」を削り、「第八十八条第一項」を「第八十七条の五第一項」に改める。

第五条中「第二条第一項の規定により徴収する各年度の」を削る。

第六条を次のように改める。

(特別徴収金の徴収)

第六条 県は、知事が指定する事業(法第八十七条の三第一項の規定によるものを除く。)の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に

規定する資格を有する者が、当該事業の工事の完了につき法第百十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日。以下同じ。）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度。以下同じ。）から起算して八年を経過する日までの間に、当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 前項の場合には、第二条第二項の規定を準用する。

3 県は、知事が指定する事業（法第八十七条の三第一項の規定によるものに限る。）の施行に係る地域内にある土地につき法第九十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、当該事業に係る土地改良事業計画を定めたことにつき法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による公告があつた日から、当該事業の工事の完了につき法第百十三条の三第三項の規定による公告があつた日の属する年度の翌年度から起算して八年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当することとなつたときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

第七条中「第二条第一項の規定により徴収する各年度の分担金」を「分担金及び特別徴収金」に改め、同条を第十条とする。

第六条の次に次の三条を加える。

（特別徴収金の額）

第七条 前条第一項及び第三項の規定により徴収する特別徴収金（以下単に「特別徴収金」という。）の額は、当該事業の施行に要する費用の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額から、当該事業に係る分担金の総額並びに法第九十一条第二項及び第六項の規定による負担金の総額の合計額に当該割合を乗じて得た額を差し引いて得た額（当該特別徴収金の徴収に係る土地の農地以外への転用が行われる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該額から、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いて得た額）とする。

（特別徴収金の徴収方法）

第八条 特別徴収金は、全額を一時に支払わせるものとする。

（特別徴収金の減免）

第九条 知事は、特別徴収金の徴収に係る土地の面積が知事の指定する面積を超えないときその他知事が特に納付の必要がないと認めるときは、特別徴収金の全部又は一部を免除することができる。

(山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第十八号の十四(4)中「第百十三条の二第一項」を「第百十三条の三第一項」に改め、同号(4)中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に改め、同表第十八号の十五(タ)中「第百十三条の二第一項」を「第百十三条の三第一項」に改め、同号(レ)中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十六号

山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山口県道路占用料徴収条例(昭和二十九年山口県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

第一種電柱	占 用 物 件		単 位	占 用 料		
	甲 地	乙 地		丙 地	占 用 物 件 の 所 在 地	料
	四四〇円	三五〇円	三〇〇円			

法第三十  
二条第一  
項第一号  
に掲げる  
工に掲げ  
る物

第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電 話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔
六八〇円	九二〇円	四〇〇円	六三〇円	八七〇円	四〇円	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年
六八〇円	九二〇円	四〇〇円	六三〇円	八七〇円	四〇円	四円	二円	三九〇円	二四〇円	七九〇円	三三〇円	一、七〇〇円
五四〇円	七三〇円	三二〇円	五〇〇円	六九〇円	三二円	三元	二円	三一〇円	一九〇円	六三〇円	二七〇円	九六〇円
四七〇円	六三〇円	二七〇円	四四〇円	六〇〇円	二七円	三元	二円	二七〇円	一六〇円	五四〇円	二三〇円	六七〇円

法第三十 二条第一 項第五号 に掲げる 物品			法第三十二 条第一項 第三号及 び第四号 に掲げる 施設	法第三十 二条第一 項第二号 に掲げる 物品										その他のもの
地下街及 び地下室				外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの		
階数が三以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの	長さ一メートルにつき一年										方メートルにつき一年	
Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	七九〇円	四七〇円	二四〇円	一七〇円	九五円	七一円	四七円	三六円	二四円	一七円	七九〇円	
			六三〇円	三八〇円	一九〇円	一三〇円	七六円	五七円	三八円	二八円	一九円	一三元	六三〇円	
			五四〇円	三三〇円	一六〇円	一一〇円	六五円	四九円	三三円	二四円	一六円	一二円	五四〇円	

道令(昭行和政二令十(七)施 路法第七 年百七 九号七 四号七 下おの 「。い 一令。と 「七。第 一七条第 げ七号に る号七に 物に七に 件掲七第				法第三十 二条第一 項第六号 に掲げる 施設		施設				
除く。の るものを 施設であ るものを 掲げる	幕(令第 七条第四 号に掲げ る工事用 敷地を)	旗ざお		標識	看(アーチ 板である ものを除 く。を)		祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に 設けるもの	その他のもの	地下に設ける 通路	上空に設ける 通路
		その他もの	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に 設けるもの		一時的に設ける もの	その他もの				
その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの
その面積一平 方メートルに つき一月	その面積一平 方メートルに つき一日	一本につき一 月	一本につき一 日	一本につき一 年	表示面積一平 方メートルに つき一年	表示面積一平 方メートルに つき一月	占有面積一平 方メートルに つき一月	占有面積一平 方メートルに つき一日		
一七〇円	一七円	一七〇円	一七円	六三〇円	一、七〇〇円	一七〇円	一七〇円	一七円	七九〇円	五二〇円
九六円	一〇円	九六円	一〇円	五〇〇円	九六〇円	九六円	九六円	一〇円	六三〇円	二九〇円
六七円	七円	六七円	七円	四四〇円	六七〇円	六七円	六七円	七円	五四〇円	二〇〇円
										八七〇円
										四八〇円
										三四〇円

令第七号に掲げる施 令第七号に	令第七号に掲げる施 令第八号に					令第七号第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	令第七号第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	令第七号第三号に掲げる施設	令第七号第二号に掲げる工作物	アーチ		
	建築物	その他のもの	地下（トンネルの上を除く。）に設けるもの	地下（トンネルの上を除く。）に設けるもの	地下（トンネルの上を除く。）に設けるもの					上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	その他のもの
					占用面積一平方メートルにつき一月		占用面積一平方メートルにつき一年		一月につき一			
			階数が三以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの		七九〇円	一七〇円	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	七九〇円	八七〇円	一、七〇〇円
							六三〇円	九六〇円	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	六三〇円	四八〇円	九六〇円
							五四〇円	六七〇円	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	五四〇円	三四〇円	六七〇円



附 則

別表の備考七中「二平方メートル若しくは一メートル」を「〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル」に、「二平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

令第七条第十三号に掲げる施設			令第七条第十二号に掲げる器具	令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物			令第七条第十号に掲げる自動車場		設
その他のもの	上空に設けるもの	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		その他のもの	上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	建築物	その他のもの	
占用面積一平方メートルにつき一年									
Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額
		Aに〇・〇一九を乗じて得た額			Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額
		Aに〇・〇二四を乗じて得た額			Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項又は第三項の許可を受けて設置されている同法第四十条第一項に規定する占用物件で改正後の山口県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第一項の規定により算定した占用料の額（以下「新占用料額」という。）が改正前の山口県道路占用料徴収条例第二条第一項の規定により算定した占用料の額に百分の百二十を乗じて得た額を超えるものの占用料の額については、改正後の条例第二条第一項の規定にかかわらず、新占用料額を限度として知事が別に定めることができる。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十七号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県再生可能エネルギー等導入推進基金の項を削る。

附 則

この条例は、平成三十年三月三十一日から施行する。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十八号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、同条第四項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第十条に次の一項を加える。

3 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第十九号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

3 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じなければならない。

第十六条第三項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、同条第四項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第二十号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「以外の介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、同項第一号中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第十一条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第二十一号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第十八章 基準該当居宅サービス（第八十七条―第九十一条）

を 「第十八章 共生型居宅サービス（第八十七条―第八十九条）  
第十九章 基準該当居宅サービス（第九十条―第九十四条）」

## 第十九章 雑則(第九十二条)

に改める。

第一条中「含む。」の下に「、第七十二条の二第一項」を加える。

第十七条第二項中「前項」を「次条第一項」に改める。

第二十二條第三項中「第一項又は前項」を「第二十二條第一項又は第二項」に改める。

第二十六條第一項中「指定訪問リハビリテーションの提供に当たる」を削り、「員数の」の下に「医師及び」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

第二十七條第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「、第二十七條第一項」を「第二十七條第一項」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」に改める。

第二十九條中「、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)」を削る。

第三十條第一項第一号中「、看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第三十一條第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改め、同条第二項中「前項」を「次条第一項」に改める。

第四十七條第三項中「、第四十一條第一項」を「第四十一條第一項」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」に改める。

第五十一條第五項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加え、同条第七項中「前各項(第四項)」を「次条(第四項及び第七項)」に改める。

第五十七條第三項中「第一項」を「第五十七條第一項」に、「同条第六項」を「第五十一條第六項」に改める。

第六十條第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第六十一條第一項第一号中「構成される場所」の下に「(以下この章において「ユニット」という。)」を加え、同項第四号中「、食堂」を削り、同項に次の一号を加える。

## 第二十章 雑則(第九十五条)

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）

第六十一条第三項中、「第五十五条第一項」を「第五十五条第一項」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」に改める。

第六十二条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第六十五条第一項に次の一号を加える。

三 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）

第七十一条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第七十一条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 第五十四条の規定は、指定特定施設入居者生活介護事業者について準用する。

第七十二条中「第五十三条及び第五十四条」を「及び第五十三条」に改める。

第七十五条第四項中「及び同条第三項」を「並びに同条第三項」に、「第一項及び前項」を「第七十五条第一項並びに同条第三項」に改める。

第九十二条を第九十五条とする。

第十九章を第二十章とする。

第九十一条を第九十四条とし、第八十七条から第九十条までを三条ずつ繰り下げる。

第十八章を第十九章とし、第十七章の次に次の一章を加える。

第十八章 共生型居宅サービス

（共生型訪問介護）

第八十七条 訪問介護に係る共生型居宅サービス（法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（以下「共生型訪問介護」という。）の事業を行う者は、指定居宅介護事業者（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号）第五条第一項に規定する指定居宅介護（以下

「指定居宅介護」という。)の事業を行う者をいう。)又は指定重度訪問介護事業者(同条第二項に規定する指定重度訪問介護(以下「指定重度訪問介護」という。))の事業を行う者をいう。)であって、規則で定める基準を満たすものでなければならない。

2 第二章(第五条第一項及び第七条を除く。)の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第五条第三項中「指定訪問介護に」とあるのは、「共生型訪問介護又は指定居宅介護若しくは指定重度訪問介護に」と読み替えるものとする。

(共生型通所介護)

第八十八条 通所介護に係る共生型居宅サービス(以下「共生型通所介護」という。)の事業を行う者は、指定生活介護事業者(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二十五条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(同条例第四十三条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(同条例第四十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者をいう。)、指定児童発達支援事業者(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十六号)第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)、規則で定める者を除く。)、又は指定放課後等デイサービス事業者(同条例第二十八条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者をいう。)、規則で定める者を除く。)であって、規則で定める基準を満たすものでなければならない。

2 第六条、第八条、第九条、第十一条から第十四条まで、第三十三条、第三十六条及び第三十七条の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第十三条中「訪問介護員等」とあるのは、「共生型通所介護の提供に当たる者」と読み替えるものとする。

(共生型短期入所生活介護)

第八十九条 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う者は、指定短期入所事業者(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十条に規定する指定短期入所の事業を行う者をいう。)、規則で定める者に限る。)であって、規則で定める基準を満たすものでなければならない。

2 第六条、第八条、第九条、第十一条から第十四条まで、第三十六条、第三十七条、第四十九条及び第五十二条から第五十四条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる者」と、「当該指定訪問介護の提供の開始」とあるのは「サービスの内容及び利用期間等」と、第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる者」と、「主治の医師」とあるのは「主治の医師又はあらかじめ共生型短期入所生活介

護の事業を行う者が定めた協力医療機関」と読み替えるものとする。  
 附則に次の見出し及び二項を加える。

(医療機関併設型指定特定施設に関する経過措置)

15 第六十八条第一項の規定にかかわらず、一般病床、精神病床、健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。)には、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士若しくは作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、機能訓練指導員を置かないことができる。

16 第六十九条第三項及び第七十五条第一項の規定にかかわらず、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設には、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十七条第二項、第二十二條第三項、第三十一条第二項、第四十七條第三項、第五十一条第七項、第五十七條第三項、第六十一条第三項及び第七十五条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)



2 この条例の施行の際現に指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものを含むものに限る。）の事業を行う者については、平成三十年九月三十日までの間は、改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二十九条、第三十条第一項及び第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

3 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第二項中「第八十八条第一項」を「第九十一条第一項」に改める。

第八十二条第六項中「第九十条第二項」を「第九十三条第二項」に、「第九十条第四項」を「第九十三条第四項」に改める。

第八十三条第二項中「第九十一条第一項」を「第九十四条第一項」に改める。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

**山口県条例第二十二号**

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

「第十七章 基準該当介護予防サービス（第八十一条―第八十三条）

目次中  
第十八章 雑則（第八十四条）

」を

「第十七章 共生型介護予防サービス(第八十一条)

第十八章 基準該当介護予防サービス(第八十二条―第八十四条) に改める。

第十九章 雑則(第八十五条)

第一条中「含む。」の下に「、第百十五条の二の二第一項」を加える。

第十七条第二項中「前項」を「第十七条第一項」に改める。

第二十二条第三項中「第一項又は前項」を「第二十二条第一項又は第二項」に改める。

第二十六条第一項中「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる」を削り、「員数の」の下に「医師及び」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

第二十七条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「、」第二十七条第一項」を「第二十七条第一項」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」に改める。

第二十九条中「、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)」を削る。

第三十条第一項第一号中「、看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第三十一条第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改め、同条第二項中「前項」を「次条第一項」に改める。第四十一条第三項中「、」第四十七条第一項」を「第四十七条第一項」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」に改める。

第四十五条第五項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加え、同条第七項中「前各項(第四項)」を「次条(第四項及び第七項)」に改める。

第五十一条第三項中「第一項」を「第五十一条第一項」に、「同条第六項」を「第四十五条第六項」に改める。

第五十四条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 第五十五条第一項第一号中「構成される場所」の下に「(以下この章において「ユニット」という。)」を加え、同項第四号中「、食堂」を

削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）

第五十五条第三項中、「第六十一条第一項」を「第六十一条第一項」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」に改める。

第五十六条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第五十九条第一項に次の一号を加える。

三 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）

第六十五条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第六十五条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 第四十八条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者について準用する。

第六十六条中「、第四十七条及び第四十八条」を「及び第四十七条」に改める。

第六十九条第四項中「及び同条第三項」を「並びに同条第三項」に、「第一項及び前項」を「第六十九条第一項並びに同条第三項」に改める。

第八十四条を第八十五条とする。

第十八章を第十九章とする。

第八十三条を第八十四条とし、第八十二条を第八十三条とし、第八十一条を第八十二条とする。

第十七章を第十八章とし、第十六章の次に次の一章を加える。

第十七章 共生型介護予防サービス

（共生型介護予防短期入所生活介護）

第八十一条 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（法第百十五条の二の二第一項の申請に係る法第五十三条第一項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。）（以下「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者は、指定短期

入所事業者（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号）第三十条に規定する指定短期入所の事業を行う者をいい、規則で定める者に限る。）であつて、規則で定める基準を満たすものでなければならぬ。

2 第三章（第十五条、第十六条、第十七条及び第十八条の三を除く。）、第四十一条の二、第四十一条の三、第四十三条及び第四十六条から第四十八条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十八条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる者」と、「当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始」とあるのは「サービスの内容及び利用期間等」と、第十八条の六中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる者」と読み替えるものとする。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（医療機関併設型指定介護予防特定施設に関する経過措置）

13 第六十二条第一項の規定にかかわらず、一般病床、精神病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行つて指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）には、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士若しくは作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、機能訓練指導員を置かないことができる。

14 第六十三条第三項及び第六十九条第一項の規定にかかわらず、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十

六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設には、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十七条第二項、第二十二條第三項、第三十一條第二項、第四十一條第三項、第四十五條第七項、第五十一條第三項、第五十五條第三項及び第六十九條第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものを含むものに限る。）の事業を行う者については、平成三十年九月三十日までの間は、改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第二十九條、第三十條第一項及び第三十一條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九十一條第二項中「第八十一條第一項」を「第八十二條第一項」に改める。

第九十三條第六項中「第八十二條第二項」を「第八十三條第二項」に、「第八十二條第四項」を「第八十三條第四項」に改める。

第九十四條第二項中「第八十三條第一項」を「第八十四條第一項」に改める。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十三号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十四号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「以外の介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第三条第四項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第五条第一項中「病院又は診療所」を「介護医療院又は病院若しくは診療所」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

3 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じなければならない。

第十七条第一項中「病院又は診療所」を「介護医療院又は病院若しくは診療所」に改める。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第二十五号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

3 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第二十六号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号）の一部を次のように

改正する。

目次中「第十二章 指定就労継続支援B型（第五十六条・第五十七条）」を

「第十二章 指定就労継続支援B型（第五十六条・第五十七条）」

「第十二章の二 指定就労定着支援（第五十七条の二・第五十七条の三）」に、

「第十二章の三 指定自立生活援助（第五十七条の四・第五十七条の五）」

「第十三章の二 外部サービス利用型指定共同生活援助（第五十九条の二・第五十九条の三）」

第十四章 多機能型事業所の特例（第六十条）

「第十三章の二 日中サービス支援型指定共同生活援助（第五十九条の二・第五十九条の三）」

第十三章の三 外部サービス利用型指定共同生活援助（第五十九条の四・第五十九条の五）」

第十四章 多機能型事業所の特例（第六十条）

第十四章の二 共生型障害福祉サービス（第六十条の二―第六十条の六）」

第一条中「含む。」の下に、「第四十一条の二第一項」を加える。

第三条第五号中「指定放課後等デイサービスの事業」の下に、「同条例第三十二条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、

同条に次の一号を加える。

六 共生型障害福祉サービス 法第四十一条の二第一項の申請に係る法第二十九条第一項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第四条第一項中「及び第八章から第十三章の二まで」を、「第八章から第十三章の三まで及び第十四章の二」に改める。

第十七条第四項中「指定入所支援をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第十九条第三項中「前二項」を「第十九条第一項及び第二項」に改める。

第三十二条第二項中「（以下「併設本体施設」という。）」を削り、「当該併設本体施設」を「当該施設」に改める。

第十二章の次に次の二章を加える。

第十二章の二 指定就労定着支援

（指定就労定着支援の原則）



第五十七条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、新たに雇用された障害者の雇用主、他の指定障害福祉サービス事業者、医療機関その他の者との連絡調整その他の就労の継続を図るために必要な支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第五十七条の三 第八条から第十三条まで、第十五条、第十八条及び第四十六条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第八条中「専用の区画」とあるのは「区画」と、第四十六条第一項中「生活支援員、地域移行支援員」とあるのは「就労定着支援員」と読み替えるものとする。

#### 第十二章の三 指定自立生活援助

（指定自立生活援助の原則）

第五十七条の四 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談への対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第五十七条の五 第八条から第十三条まで、第十五条、第十八条及び第四十六条（第二項を除く。）の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第八条中「専用の区画」とあるのは「区画」と、第四十六条第一項中「生活支援員、地域移行支援員」とあるのは「地域生活支援員」と読み替えるものとする。

第五十八条中「次章」の下に「に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助及び第十三章の三」を加える。

第五十八条の四第一項中「（以下「入所施設」という。）」を削る。

第五十九条の三中「前章」を「第十三章」に改め、同条を第五十九条の五とする。

第五十九条の二中「共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）」を「指定共同生活援助」に改め、同条を第五十九条の四とする。

第十三章の二を第十三章の三とし、第十三章の次に次の一章を加える。

第十三章の二 日中サービス支援型指定共同生活援助

(日中サービス支援型指定共同生活援助の原則)

第五十九条の二 日中サービス支援型指定共同生活援助(共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。))であつて、当該指定共同生活援助の事業が行われる事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。)の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第五十九条の三 第二章(第五条から第八条まで及び第十一条を除く。)、第二十条から第二十二条まで、第四十六条、第五十八条の三及び第五十八条の四の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「生活支援員、地域移行支援員」とあるのは「世話人、生活支援員」と、第五十八条の四第二項中「共同生活住居(サテライト型住居(当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置されるサテライト型住居以外の共同生活住居であつて、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの(以下「本体住居」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。))を除く。)」とあるのは「共同生活住居」と読み替えるものとする。

第十四章の次に次の一章を加える。

第十四章の二 共生型障害福祉サービス

(共生型居宅介護等)

第六十条の二 居宅介護又は重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護等」という。))の事業を行う者は、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第三十五号。以下「指定居宅サービス等条例」という。))第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)であつて、規則で定める基準を満たすものでなければならぬ。

2 第二章（第五条第三項及び第四項、第六条第一項並びに第八条を除く。）の規定は、共生型居宅介護等の事業について準用する。

（共生型生活介護）

第六十条の三 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う者は、次に掲げる者であつて、それぞれ規則で定める基準を満たすものでなければならない。

一 指定児童発達支援事業者（指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（同条例第二十八条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者をいう。）

二 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等条例第三十四条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）

三 指定小規模多機能型居宅介護事業者（市町条例に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（市町条例に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（介護保険法第百十五条の十四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下この章及び第六十二条第二項において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）

2 第二章（第五条から第八条まで及び第十一条を除く。）、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第二十四条、第二十六条及び第二十八条の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

（共生型短期入所）

第六十条の四 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う者は、次に掲げる者であつて、それぞれ規則で定める基準を満たすものでなければならない。

一 指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等条例第五十条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者又は指定居宅サービス等条例第五十七条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十六号）第四十四条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者又は同条例第五十一

条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)

二 指定小規模多機能型居宅介護事業者等

2 第二章(第五条から第八条まで及び第十一条を除く。)、第十八条、第二十条から第二十二條まで、第二十八条及び第三十条の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(共生型自立訓練(機能訓練))

第六十条の五 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者は、次に掲げる者であつて、それぞれ規則で定める基準を満たすものでなければならない。

一 指定通所介護事業者等

二 指定小規模多機能型居宅介護事業者等

2 第二章(第五条から第八条まで及び第十一条を除く。)、第十八条、第二十条から第二十二條まで、第二十六条、第二十八条及び第四十三条の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

(共生型自立訓練(生活訓練))

第六十条の六 第二章(第五条から第八条まで及び第十一条を除く。)、第十八条、第二十条から第二十二條まで、第二十六条、第二十八条、第四十五条及び前条第一項の規定は、自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービスの事業について準用する。

第六十二条第一項を次のように改める。

生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第六十七条第一項に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者は、指定通所介護事業者等であつて、規則で定める基準を満たすものでなければならない。

第六十二条第二項中「指定小規模多機能型居宅介護事業者(市町条例に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(市町条例に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう)を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く)」に、「以下同じ。」を提供する」を「」を提供する」に、「以下同じ。」を基準該当生活介護事業所」を「」を基準該当生活介護事業所」に改める。

第六十三条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に改める。

附則第五項中「第五十九条の三」を「第五十九条の五」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十七条第四項、第十九条第三項、第三十二条第二項及び第五十八条の四第一項の改正規定並びに第六十二条第二項の改正規定（「以下同じ。」を提供する）を「」を提供する」に、「以下同じ。」を基準該当生活介護事業所」を「」を基準該当生活介護事業所」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十七号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項及び第八条第五項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。）の指定を併せて受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。）とを同一の施設において一体的に提供している指定障害者支援施設については、平成三十三年三月三十一日までの間は、改正後の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五条及び第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第二十八号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改め、「放課後等デイサービスをいう。」の事業」の下に「、居宅訪問

型児童発達支援（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める部分は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第二十九号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第三項中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改め、同条第八項中「看護

師」を「看護職員」に改める。

第四十九条第五項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第五章 指定保育所等訪問支援（第三十二条―第三十五条）  
第六章 多機能型事業所の特例（第三十六条―第三十七条）」を

「第五章 指定居宅訪問型児童発達支援（第三十二条―第三十五条）

第六章 指定保育所等訪問支援（第三十六条―第三十七条）

第七章 多機能型事業所の特例（第三十八条―第三十九条）

第八章 共生型障害児通所支援（第四十条―第四十一条）

十二条・第四十三条」に、「第八章」を「第十章」を「第四十四条」に改める。

第一条中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改め、「含む。」の下に「、第二十一条の五の十七第一項」を加え、「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改める。

第二条中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第五条第一項中「指導員又は保育士」を「児童指導員（障害児の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは

文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉

サービス経験者」という。)に改め、同条第三項中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」に改め、「(障害児の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位(指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる。

第六条第四項中「看護師」を「看護職員」に改め、同条第五項中「(指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。)」を削る。

第二十五条第一項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第二十九条第一項を次のように改める。

指定放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)には、規則で定める員数の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

第二十九条第三項中「看護師」を「看護職員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位(指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。)ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる。

第四十条を第四十四条とする。

第八章を第十章とする。

第三十九条中「第五項」を「第六項」に改め、「同条第一項中「指導員又は保育士」とあるのは「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」と」を削り、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項及び第八項」を「同条第八項及び第九項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十八条第一項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第八項中「指定小規模多機能型居宅介護事業者(市町条例に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(市町条例に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「第五項」を「第六項」に改



め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十五号）第三十四条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）を「指定通所介護事業者等」に、「同条例第三十三条」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十三条」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二十五条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」を削り、「同条例第二十四条」を「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二十四条」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加え、同条を第四十二条とする。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

第七章を第九章とし、同章の前に次の一章を加える。

#### 第八章 共生型障害児通所支援

（共生型児童発達支援）

第四十条 児童発達支援に係る共生型通所支援（法第二十一条の五の十七第一項の申請に係る法第二十一条の五の三第一項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。以下同じ。）（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う者は、次に掲げる者であつて、それぞれ規則で定める基準を満たすものでなければならない。

一 指定生活介護事業者（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二十五条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。以下同じ。）

二 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十五号）第三十四条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）

三 指定小規模多機能型居宅介護事業者（市町条例に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅

介護事業者（市町条例に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（介護保険法第百十五条の十四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）

2 第二章（第五条、第六条、第九条及び第十条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

（共生型放課後等デイサービス）

第四十一条 第二章（第四条から第六条まで、第九条、第十条、第十四条、第十五条及び第十九条を除く。）、第二十八条及び前条第一項の規定は、放課後等デイサービスに係る共生型通所支援の事業について準用する。

第三十七条を第三十九条とする。

第三十六条中「指定放課後等デイサービスの事業」の下に「、第三十二条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、「第三十二条」を「第三十六条」に改め、「第三十三条第一項」の下に「（第三十七条において準用する場合を含む。）」を加え、「指定保育所等訪問支援事業所」を「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」に改め、同条を第三十八条とする。

第六章を第七章とする。

第三十五条中「除く。」の下に「、第三十三条（第二項を除く。）及び第三十四条」を、「ただし、」の下に「第三十七条において準用する」を加え、同条を第三十七条とする。

第三十三条及び第三十四条を削り、第三十二条を第三十六条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

#### 第五章 指定居宅訪問型児童発達支援

（居宅訪問型児童発達支援の原則）

第三十二条 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

（従業者）

第三十三条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に

は、規則で定める員数の訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法に規定する大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児に対して入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う他の者に対して介護に関する指導を行う業務、障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う他の者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に充当して三年以上従事した者でなければならない。

3 児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。  
(設備)

第三十四条 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の設備は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第三十五条 第二章（第四条から第六条まで、第八条から第十一条まで、第十四条、第十五条及び第十九条を除く。）の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七条中「ただし」とあるのは、「ただし、第三十三条第一項の訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定を受けている児童発達支援に係る指定通所支援の事業を行う者については、平成三十一年三月三十一日までの間は、改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運

営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第五条（第三項を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十八条に定める基準を満たしている児童発達支援に係る基準該当通所支援の事業を行う者については、平成三十一年三月三十一日までの間は、改正後の条例第四十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

4 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「及び同条例第三十二条」を「及び同条例第三十六条」に改める。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第三十一号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改め、同条第七項を削る。

第六条第六項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三

号)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス(同法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。)とを同一の施設において一体的に提供している指定福祉型障害児入所施設については、平成三十三年三月三十一日までの間は、改正後の指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四条及び第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

3 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「(第七項を除く。)」を削る。

第十九条第三項中「(第七項を除く。)」及び「及び第六項」を削る。

旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第三十二号

旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例

旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例(昭和三十三年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

題名中「に係る営業施設」を「の施設」に改める。

第一条中「第一条第一項第十一号、第二項第十号、第三項第七号及び第四項第五号」を「第一条第一項第八号、第二項第七号及び第三項第五号」に、「に係る営業施設」を「の施設」に改める。

第四条中「営業の」を削り、第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 換気、採光、照明、防湿及び排水の設備は、定期的に清掃し、必要に応じて補修すること。

第四条第六号中「随時日光にさらす等適当な方法により湿気を除き、かつ、」を削り、同号を同条第三号とし、同条第七号中「白色又はこれに近い色の」を削り、同号を同条第四号とし、同条中第八号を第五号とし、第九号から第十一号までを三号ずつ繰り上げ、同条第十二号中「第

十号」を「第七号」に改め、同条を同条第九号とし、同条中第十三号を第十号とし、第十四号から第二十号までを三号ずつ繰り上げ、第二十一号を削り、第二十二号を第十八号とし、第二十三号を第十九号とし、第二十四号を第二十号とする。

第五条を削る。

第六条中「旅館業を営む者」を「営業者」に改め、同条を第五条とする。

第七条の前の見出しを削り、同条中「第一条第一項第十一号」を「第一条第一項第八号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 客室は、宿泊者の定員に応じ、適当な広さを有すること。

二 浴室は、清掃を容易に行うことができる構造とすること。

第七条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「浴室」の下に「(客室内に設けられたものを除く。)」を加え、同条を同条第三号とし、同条中第六号を第四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、同条第十三号中「でき、かつ、排水しやすい」を「できる」に改め、同条を同条第十号とし、同条中第十四号を削り、第十五号を第十一号とし、同条の次に次の一号を加える。

十二 便所は、宿泊者が使用するのに便利な場所に設けられていること。

第七条中第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十三号とし、同条を第六条とし、同条の前に見出しとして「(構造設備の基準)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第七条 政令第一条第二項第七号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準については、前条(第十二号を除く。)の規定を準用する。

第八条を次のように改める。

第八条 政令第一条第三項第五号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準については、第六条(第十一号及び第十二号を除く。)の規定を準用する。

第九条及び第十条を削る。

第十一条中「省令」を「旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号)」に、「第七条第五号、第十五号及び第十六号(これらの規定を第八条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。)、第八条第一項第二号並びに第九条第一項第二号及び第四号」を「第六条第三号(第七条及び第八条において準用する場合を含む。)、第十一号(第七条において準用する場合を含む。))及び第十二号」に改め、同条

を第九条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旅館業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第八十四号)による改正前の旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号。以下「旧旅館業法」という。)第三条第一項の規定による許可を受けて旧旅館業法第二条第三項に規定する旅館営業を営んでいる者がその営業の用に供している施設については、平成三十年十二月十五日までは、引き続き改正前の旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例第八条に規定する旅館営業の施設の構造設備の基準に適合する限り、改正後の旅館業の施設の設置基準等を定める条例第六条に規定する旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準に適合するものとみなす。

山口県若者就職支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十三号

山口県若者就職支援センター条例の一部を改正する条例

山口県若者就職支援センター条例(平成十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山口県しごとセンター条例

第一条中「若者の」を削り、「の創出」を「を創出し、もって県内の産業人材の確保」に、「若者就職支援センター」を「しごとセンター」に改める。

第二条中「若者就職支援センターの」を「しごとセンターの」に改め、同条の表中「山口県若者就職支援センター」を「山口しごとセンター」に改める。

第三条中「山口県若者就職支援センター（以下「若者就職支援センター」を「山口しごとセンター」に改め、同条第一号及び第二号中「若者の」を削り、同条第三号中「県外に居住する者の」及び「県内における」を削る。

第四条から第七条までの規定中「若者就職支援センター」を「しごとセンター」に改める。

第八条第一項各号列記以外の部分中「若者就職支援センター」を「しごとセンター」に改め、同項第一号中「第三条各号」を「第三条第一号及び第二号」に改め、「こと」の下に「（若者に係るものに限る。）」を加え、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「若者就職支援センター」を「しごとセンター」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第三条第三号に掲げる業務に関する事（県内に居住する者の就職に係るものを除く。）。

三 第三条第四号に掲げる業務に関する事（知事が定めるものに限る。）。

第八条第四項、第九条第三項、第四項第二号及び第六項、第十一条並びに第十二条中「若者就職支援センター」を「しごとセンター」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十年八月一日から施行する。

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 山口県条例第三十四号

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四の次に次の一条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第一条の五 政令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。



別表第一の備考中「週、日又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十五号

山口県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

山口県港湾施設管理条例（昭和三十一年山口県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「特定埠頭」の下に「又は法第五十五条第五項の規定により貸し付けられた法第四十三条の十一第一項に規定する埠頭群」を加え、「当該」を「これらの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十六号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例（昭和三十七年山口県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二厚東川工業用水道の項中「二十一円九十銭」を「二十円五十銭」に、「四円八十銭」を「六円七十銭」に改め、同表厚狭川工業用水道の項中「二十四円十銭」を「二十二円四十銭」に、「八円九十銭」を「十円九十銭」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十七号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、二三八人」を「二、一六九人」に、「五一九人」を「五〇三人」に、「二、七五七人」を「二、六七二人」に改め、同条第三号中「一、二五八人」を「一、二六四人」に、「一、四一六人」を「一、四二二人」に改め、同条第四号中「三、〇五五人」を「三、〇二四人」に、「一八四人」を「一七五人」に、「三、二三九人」を「三、一九九人」に改め、同条第五号中「五、一一一人」を「五、一二五人」に、「三七八人」を「三六八人」に、「五、四九九人」を「五、四九三人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十八号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立下関北高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立下関双葉高等学校	下 関 市
--------------	-------

別表山口県立下関中央工業高等学校の項及び山口県立奈古高等学校の項を削る。

附 則

この条例中、別表山口県立下関中央工業高等学校の項及び山口県立奈古高等学校の項を削る改正規定は平成三十年四月一日から、同表山口県立下関北高等学校の項の次に次のように加える改正規定は同年十一月一日から施行する。

平成三十年三月二十日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山